

Ⅱ 環境保全行政の概要

II 環境保全行政の概要

1. 環境行政の歩み

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|-------------|-------------------------------|---|
| 昭和39年 8月 1日 | | 市役所ほか1ヶ所で降下ばいじん量及び硫黄酸化物(PbO ₂ 法)測定開始 |
| 11月 10日 | 企画課が担当していた公害担当事務について公害担当参事を設置 | |
| 12月 25日 | | 電源開発(株)の進出に伴い公害防止協定締結 |
| 40年 4月 1日 | 公害対策室設置 | |
| 〃 | | 兵庫県公害防止条例公布(旧条例) |
| 41年 3月 31日 | | 高砂市工場誘致条例廃止 |
| 4月 1日 | 公害対策審議会発足 | 高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例公布 |
| 11月 1日 | | ばい煙の排出の規制等に関する法律の指定地域となる |
| 11月 12日 | | 市役所に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置(基準観測点) |
| 11月 30日 | | 高須観測所設置(二酸化硫黄自動測定機) |
| 42年 2月 7日 | | 北浜観測所設置(二酸化硫黄自動測定機) |
| 4月 5日 | 人員機材を増強し、公害課と改称(管理係、指導係) | |
| 6月 16日 | | 電源開発(株)との公害防止協定改正 |
| 8月 3日 | | 公害対策基本法公布 |
| 9月 2日 | | 公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく加古川水域の水質基準設定 |
| 43年 4月 1日 | | 北浜観測所に微風向風速計設置 高砂市中小企業公害除去設置資金融資のあつ旋制度要綱制定 |
| 5月 1日 | 機構改革により経済社会部公害課(管理主査、指導主査)となる | |
| 6月 3日 | | 高砂消防分署に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置 |
| 6月 10日 | | 大気汚染防止法並びに騒音規制法公布 |
| 9月 1日 | | 公害モニター設置要領制定(12名委嘱) |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|--------------|--|----------------------------------|
| 昭和44年 5月 26日 | | 市役所基準観測点のテレメーター送受信装置設置 |
| 8月 12日 | | 関西電力(株)と公害防止協定締結 |
| 10月 11日 | | 新日本油化学工業(株)と公害防止協定締結 |
| 10月 15日 | | 阿弥陀観測所設置(二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計) |
| 10月 20日 | | 兵庫県公害防止条例公布(旧条例廃止) |
| 45年 4月 14日 | | 第1次公害防止協定締結(13社) |
| 4月 16日 | | 電源開発(株)との公害防止協定改正 |
| 6月 24日 | | 第2次公害防止協定締結(2社) |
| 9月 28日 | | 日本精化(株)と公害防止協定締結 |
| 12月 12日 | | 電源開発(株)との公害防止協定改正 |
| 12月 25日 | | 水質汚濁防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 |
| 46年 3月 25日 | | 兵庫県公害防止条例の一部改正 |
| 4月 1日 | | 公害モニター設置要領改正(20名委嘱) |
| 5月 25日 | | 騒音に係る環境基準設定 |
| 5月 26日 | | 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布 |
| 6月 1日 | | 悪臭防止法公布 |
| 〃 | | 兵庫県光化学スモッグ防止対策暫定要領制定 |
| 〃 | | 市役所にオキシダント自動測定機設置 |
| 6月 10日 | | 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布 |
| 7月 1日 | | 環境庁設置 |
| 7月 10日 | 部ランクの公害対策室に昇格し、公害防止主幹(予防主査)、公害規制主幹(大気汚染対策主査、水質騒音対策主査)を設置 | |
| 9月 1日 | | 市役所に窒素酸化物自動測定機設置 |
| 10月 1日 | | 北本町観測所設置(窒素酸化物自動測定機及び一酸化炭素自動測定機) |
| 10月 13日 | | 兵庫県公害防止条例の一部改正 |
| 11月 1日 | | 兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 |
| 12月 28日 | | 水質汚濁に係る環境基準設定 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|-------------|---------------------|---|
| 昭和47年 4月 1日 | | 兵庫県公害防止条例施行規則全面改正 |
| 7月 1日 | | 高砂市環境保全条例公布(高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例廃止) |
| 7月 6日 | 環境保全対策審議会発足 | 高砂市環境保全対策審議会規則施行 |
| 7月 17日 | | 加古川水質汚濁防止協議会規約制定 |
| 48年 3月 31日 | | 高砂市環境保全条例施行規則施行 |
| 5月 2日 | 東播臨海広域行政協議会公害対策部会設置 | |
| 5月 8日 | | 大気汚染に係る環境基準改定 |
| 6月 5日 | | 第1回環境週間 |
| 6月 14日 | 高砂市PCB公害対策本部設置 | |
| 6月 26日 | | 高砂市環境保全条例の一部改定 |
| 9月 27日 | | 高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事着工 |
| 10月 2日 | | 瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 |
| 10月 25日 | | 公害防止協定を総合的な協定に改定(19社) |
| 12月 15日 | | 高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事完了 |
| 12月 18日 | | 播磨南部地域公害防止計画承認 |
| 12月 19日 | | ポリ塩化ビフェニール(PCB)等の取り扱いの規制に関する条例公布 |
| 49年 2月 28日 | 公害防止協議会発足 | 公害防止協議会要綱制定 |
| 3月 9日 | | 高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事着工 |
| 6月 1日 | | 大気汚染防止法の一部改正(硫黄酸化物の総量規制の導入) |
| 7月 15日 | | 高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事完了 |
| 9月 16日 | | 第4次公害防止計画推進協議会会則制定 |
| 9月 27日 | | 高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事着工 |
| 9月 30日 | | 水質汚濁に係る環境基準の一部改定 |
| 50年 2月 3日 | | 水質汚濁に係る環境基準の一部改定 |
| 3月 19日 | | 高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第1期工事完了 |
| 3月 26日 | | 東播臨海広域行政協議会において水質移動観測車「せいりゅう」購入 |
| 4月 1日 | | 高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあっ旋制度要綱の全面改正 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|-------------|-------------------------------|---|
| 昭和50年 7月 1日 | 機構改革により環境部公害対策課(大気係、水質騒音係)となる | |
| 7月 29日 | | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定 |
| 8月 13日 | | 高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事着工 |
| 8月 18日 | | 高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正 |
| 51年 3月 5日 | | 新幹線鉄道騒音対策要綱閣議了解 |
| 4月 1日 | | 重金属類等を含む産業廃棄物の適性処理に関する要綱制定 |
| 〃 | | 公害モニター設置要領全面改正(20名委嘱) |
| 6月 10日 | | 振動規制法公布 |
| 7月 2日 | | 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ公示 |
| 8月 13日 | | 東播磨南部地域公害防止行政協議会設置要綱制定 |
| 8月 23日 | | 高砂西港PCB汚染汚泥浚渫第2期工事完了 |
| 11月 1日 | 公害対策課の係を予防係、規制係、調査係の3係に変更 | |
| 52年 3月 12日 | | 公害防止協定を全面改定(23社) |
| 9月 1日 | | 大気汚染防止の規定に基づく播磨地域における硫黄酸化物の総量規制基準及び燃料使用基準設定 |
| 10月 | | 液状廃PCB洋上焼却処理調査研究委員会発足 |
| 53年 5月 23日 | | 高砂市環境保全対策審議会の運営に関する規程制定 |
| 〃 | | 大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会へ諮問 |
| 6月 1日 | | 高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正 |
| 7月 11日 | | 二酸化窒素に係る環境基準改定 |
| 10月 6日 | | 新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結(80ホン以上の住宅) |
| 10月 14日 | | 大木曾水路PCB汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会より答申 |
| 12月 1日 | | 大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事着工 |
| 54年 3月 7日 | | 兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会規約制定 |
| 3月 20日 | | 播磨南部地域公害防止計画見直し承認 |
| 6月 30日 | | 大木曾水路PCB汚染汚泥処理工事完了 |
| 12月 24日 | | 鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事着工 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|------------------|-------------------------------------|--|
| 昭和 55 年 6 月 10 日 | | 鐘淵化学工業(株)PCB生産施設解体埋立処分工事完了 |
| 7 月 24 日 | | 共同石油と公害防止協定締結 |
| 57 年 4 月 30 日 | | 新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結(70~80ホンの住宅) |
| 58 年 7 月 1 日 | | 新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結(70~80ホンの住宅) |
| 59 年 3 月 13 日 | | 播磨南部地域公害防止計画見直し承認 |
| 5 月 31 日 | | 第4次公害防止計画地域連絡協議会会則の一部改正 |
| 8 月 28 日 | | 環境影響評価実施要綱の閣議決定 |
| 60 年 7 月 15 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解試験検討会発足 |
| 12 月 4 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解試験開始 |
| 12 月 20 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解試験終了 |
| 61 年 4 月 30 日 | | 米田公民館に二酸化硫黄自動測定機設置 |
| 62 年 3 月 1 日 | | 北本町観測所から中島観測所に移設(浮遊粒子状物質自動測定機、窒素酸化物自動測定機、一酸化炭素自動測定機及び微風向風速計) |
| 4 月 1 日 | 機構改革により環境経済部公害対策課(管理調整係、大気係、水質係)となる | |
| 7 月 1 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会発足 |
| 11 月 2 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転開始 |
| 62 年 11 月 7 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転終了 |
| 63 年 4 月 13 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解本処理(テスト)開始 |
| 4 月 27 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解本処理(テスト)終了 |
| 5 月 25 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解本処理(第1段階)開始以降第10段階まで実施 |
| 平成元年 11 月 20 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解本処理(第10段階)終了 |
| 12 月 5 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理開始 |
| 12 月 22 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理終了 |
| 2 年 1 月 19 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解処理事業報告会並びに終了式 |
| 1 月 29 日 | | 液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会解散 |
| 3 年 4 月 26 日 | | 再資源の利用の促進に関する法律公布 |
| 7 月 30 日 | | 米田公民館に浮遊粒子状物質自動測定機設置 |
| 8 月 23 日 | | 土壌の汚染に係る環境基準設定 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|------------|--|----------------------------|
| 平成3年 10月5日 | 機構改革により環境美化部環境保全課（管理調整係、大気係、水質係）となる | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律全部改正 |
| 11月30日 | | 液状廃PCB処理のあゆみ発行 |
| 4年 3月31日 | | 公害防止計画（第4次）終了 |
| 4月1日 | | 兵庫地域公害防止計画策定 |
| 6月1日 | | |
| 5年 3月2日 | | 公害防止新計画承認 |
| 4月1日 | | 公害モニターを発展的に解消し市政モニターを拡充する |
| 8月19日 | | 米田公民館に窒素酸化物自動測定機設置 |
| 11月19日 | | 環境基本法公布 |
| 6年 12月16日 | | 環境基本計画が閣議決定 |
| 7年 7月18日 | 兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布 | |
| 8年 1月8日 | 兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則公布 | |
| 4月1日 | 機構改革により生活経済部環境保全課（管理調整係、環境保全係、環境計画事務担当）となる | |
| 6月28日 | | 県環境基本計画告示 |
| 9年 1月29日 | | 高砂市環境計画諮問 |
| 2月26日 | | 高砂市環境計画答申 |
| 3月27日 | | 兵庫県環境影響評価に関する条例公布 |
| 3月31日 | | 高砂市環境計画策定 |
| 6月13日 | | 環境影響評価法公布 |
| 10年 2月26日 | | 兵庫地域公防計画承認 |
| 2月27日 | | 高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン策定 |
| 5月14日 | | 国鉄清算事業団との公害防止協定廃止 |
| 6月1日 | | サントリー(株)と公害防止協定締結 |
| 10月9日 | | 地球温暖化対策の推進に関する法律公布 |
| 11月6日 | | 高砂市環境保全条例諮問 |
| 11年 1月26日 | | 高砂市環境保全条例答申 |
| 3月31日 | | 高砂市環境保全条例公布 高須観測所を廃止 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|-------------|-----|--|
| 平成11年 4月 1日 | | 高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあつ旋制度要綱の一部改正により高砂市中小企業環境保全資金融資あつ旋制度へ名称変更 |
| | | 高砂市環境審議会規則施行 |
| | | 高砂市環境保全対策審議会から高砂市環境審議会へ改める |
| | | 高砂市公害防止協議会から高砂市環境保全協議会へ改める |
| 7月 13日 | | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進の管理に関する法律公布 |
| 7月 16日 | | ダイオキシン類対策特別措置法公布 |
| 10月 1日 | | 高砂市環境保全条例施行規則公布 |
| 12年 5月 31日 | | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 |
| | | 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 |
| 6月 2日 | | 循環型社会形成推進基本法公布 |
| 7月 28日 | | 北浜観測所を北浜公民館へ移設。(窒素酸化物自動測定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び風向風速計設置) |
| 13年 3月 28日 | | 高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例公布 |
| 4月 1日 | | 高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する施行規則公布 |
| 5月 22日 | | (株)タクマと公害防止協定締結 |
| 6月 22日 | | 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布 |
| 〃 | | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適性な処理の推進に関する特別措置法公布 |
| 14年 5月 29日 | | 土壤汚染対策法公布 |
| 7月 12日 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律公布 |
| 12月 11日 | | 自然再生推進法公布 |
| 15年 2月 27日 | | I S O 1 4 0 0 1 認証取得 |
| 3月 17日 | | 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公布 |

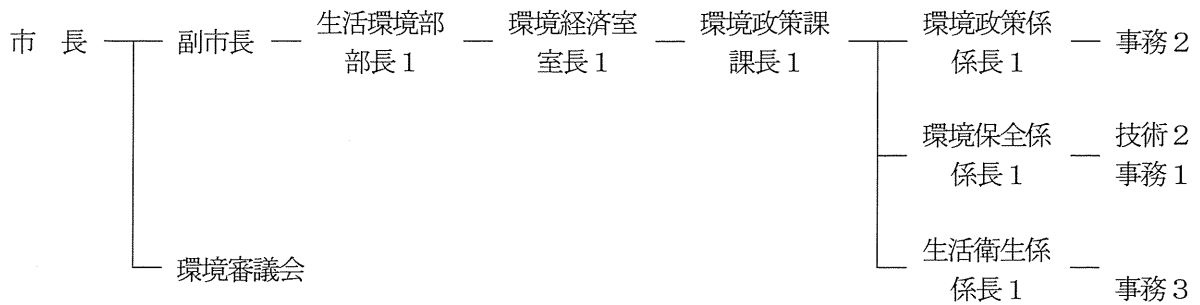
| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|------------------|------------------------------------|--|
| 平成 15 年 7 月 25 日 | 機構改革により生活環境部環境政策課（環境政策係、環境保全係）となる。 | 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布 |
| 12 月 2 日 | | 高砂市地球温暖化防止実行計画（高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン）改定 |
| 16 年 6 月 2 日 | | 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 |
| 17 年 4 月 1 日 | | 高砂市環境審議会規則の一部改正 |
| 18 年 3 月 31 日 | | 阿弥陀観測所を廃止 水質移動観測車「せいりゅう」を廃止 |
| 19 年 5 月 23 日 | | 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布 |
| 8 月 20 日 | | 公害防止協定を廃止し、環境保全協定を締結（17 社） |
| 20 年 5 月 30 日 | | エネルギーの使用の合理化に関する法律公布 |
| 6 月 6 日 | | 生物多様性基本法公布 |
| 3 月 31 日 | | 高砂市地球温暖化防止実行計画第二次改定 |
| 8 月 23 日 | | 高砂西港盛立地に係る住民説明会（高砂地区）を高砂地区コミュニティセンターで開催 |
| 8 月 30 日 | | 高砂西港盛立地に係る住民説明会を福祉保健センター中ホールで開催 |
| 9 月 9 日 | | 西港再整備等に係る調査特別委員会が市議会に設置される |
| 21 年 2 月 26 日 | | 西港再整備に係る調査特別委員会の調査終了 |
| 3 月 28 日 | | 高砂西港再整備推進協議会報告書（案）住民説明会を高砂小学校体育館で開催 |
| 22 年 3 月 31 日 | | ISO14001 自己宣言 |
| 23 年 2 月 1 日 | | 高砂市地域省エネルギービジョン策定 |
| 4 月 4 日 | | 高砂西港港湾整備工事（浚渫・埋立）着工 |
| 24 年 2 月 29 日 | | 高砂西港盛立地对策工事着工 |
| 3 月 1 日 | | 高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（たかさご未来エコプラン）策定 |
| 4 月 1 日 | | 地域主権改革第二次一括法により騒音規制法に規定される道路交通騒音の常時監視が県から市へ権限移譲 |
| 7 月 13 日 | | 市役所に微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機設置 |
| 9 月 6 日 | | 大木曾水路整備工事着工 |
| 25 年 1 月 | | 第 3 次高砂市地球温暖化実行計画（事務事業編）改定 |

| 年 月 日 | 組 織 | 主 な 政 策 等 |
|-------------|--|-----------------------------|
| 25年 4月 1日 | 機構改革により、生活環境部環境経済室環境政策課（環境政策係、環境保全係、生活衛生係[斎苑課を統合]）となる。 | 専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に係る権限の委譲 |
| 25年 10月 15日 | | 大木曾水路整備工事竣工 |
| 26年 3月 31日 | | 高砂西港港湾整備工事（浚渫・埋立）竣工 |
| 5月 31日 | | 高砂西港盛立地対策工事完了 |
| 10月 16日 | | 中島観測所に微小粒子状物質（PM2.5）自動測定機設置 |

2. 環境保全行政機構

平成27年3月末現在

環境保全行政組織



| 係 | 分 掌 事 務 |
|-------|---|
| 環境政策係 | 1 部の管理調整に関すること。 2 環境計画に関すること。 3 環境施策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 4 地球温暖化対策に関すること。 5 自然環境の保護及び保全に関すること。 6 高砂市環境審議会及び高砂市環境保全協議会に関すること。 7 環境マネジメントシステムに関すること。 |
| 環境保全係 | 1 環境関係法令等に基づく大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び産業廃棄物に関すること。 2 環境保全協定（公害防止協定）に関すること。 3 公害に係る苦情の処理に関すること。 4 環境に係る調査に関すること。 5 大気汚染観測網の維持管理に関すること。 6 専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関すること。 |
| 生活衛生係 | 1 空閑地の環境保全に関すること。 2 斎場に関すること。 3 公園墓地及び市有墓地に関すること。 4 墓地等の経営の許可等に関すること。 5 畜犬登録等に関すること。 6 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。 |

3. 年度別環境保全対策費

(単位：千円)

| 年 度 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
|------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 報 酬 | 18 | 54 | 54 | 0 | 54 | 54 | 36 | 36 | 54 | 36 | 45 | 45 | 36 |
| 人 件 費 | 109,185 | 97,737 | 82,430 | 92,858 | 85,716 | 79,809 | 88,976 | 73,270 | 74,513 | 63,130 | 62,598 | 71,458 | 87,901 |
| 賃 金 | 1,449 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報 償 費 | 858 | 808 | 395 | 60 | 265 | 150 | 210 | 195 | 616 | 563 | 201 | 163 | 175 |
| 旅 費 | 466 | 405 | 204 | 142 | 118 | 136 | 95 | 184 | 154 | 103 | 141 | 120 | 112 |
| 需 用 費 | 3,644 | 3,196 | 3,712 | 2,558 | 2,589 | 2,416 | 2,405 | 1,881 | 2,024 | 2,257 | 1,845 | 1,810 | 2,351 |
| 役 務 費 | 3,919 | 3,465 | 4,477 | 3,616 | 3,982 | 3,417 | 3,432 | 4,973 | 2,710 | 2,330 | 2,911 | 2,835 | 3,080 |
| 委 託 料 | 13,431 | 9,296 | 9,513 | 5,513 | 4,305 | 3,187 | 4,238 | 3,511 | 6,542 | 7,096 | 14,155 | 3,853 | 3,813 |
| 使用料及び賃借料 | 6,360 | 6,355 | 6,394 | 3,610 | 861 | 1,688 | 2,448 | 2,468 | 2,507 | 2,500 | 1,480 | 616 | 1,339 |
| 工 事 請 負 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 原 材 料 費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 備 品 購 入 費 | 84 | 0 | 0 | 1,428 | 0 | 0 | 446 | 0 | 0 | 248 | 4,886 | 2,827 | 2,437 |
| 負担金補助及び交付金 | 5,039 | 5,278 | 5,117 | 5,814 | 227 | 228 | 227 | 217 | 263 | 11,636 | 12,441 | 10,459 | 4,500 |
| 貸 付 金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補償補填及び賠償金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 償還金利子及び割引料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公 課 費 | 22 | 22 | 22 | 22 | 8 | 17 | 8 | 18 | 8 | 16 | 7 | 0 | 7 |
| 計 | 144,475 | 126,616 | 112,318 | 115,621 | 98,125 | 91,102 | 102,521 | 86,753 | 89,391 | 89,915 | 100,710 | 94,186 | 105,750 |

(注1) 決算額による。

(注2) 千円未満四捨五入によるため合計が合わないことがあります。

4. 公害主要測定機器一覧表

(平成27年3月末現在)

| 対象 | 測定機器名 | 台数 | 設置場所、()内は購入年度 |
|--------|--------------------|----|-------------------|
| 大 気 | 窒素酸化物・浮遊粒子状物質自動測定機 | 2 | 米田 (H25) 北浜 (H26) |
| | 微風向風速計 | 2 | 米田 (H7) 北浜 (H9) |
| | ハイボリューム・エア・サンプラー | 2 | 分析室 (S63) (H元) |
| | ガスクロマトグラフ (水質と併用) | 2 | 分析室 (S61) (H6) |
| | 真空ポンプ | 2 | 分析室 (S62) (H25) |
| | 資料採取・濃縮装置 | 1 | 分析室 (S61) |
| | 標準ガス発生機 | 1 | 分析室 (S60) |
| | 大気中微量物質捕集装置 (PCB用) | 2 | 分析室 (S50 2台) |
| | 放射線検出器 | 1 | 分析室 (H元) |
| | 酸性雨測定器 | 1 | 課 (H9) |
| 水 質 | PHメーター | 1 | 分析室 (H24) |
| | 化学天秤 | 1 | 分析室 (H10) |
| | 上皿天秤 | 1 | 分析室 (S58) |
| | 純水製造装置 | 1 | 分析室 (S54) |
| | 水蒸気蒸留装置 (窒素分析用) | 1 | 分析室 (S52) |
| | 滅菌器 (大腸菌測定用) | 1 | 分析室 (H3) |
| | 自動恒温器 | 1 | 分析室 (H7) |
| | 低温恒温器 (BOD、大腸菌測定用) | 2 | 分析室 (S60) (S61) |
| | 保冷库 (調査試料保存用) | 3 | 分析室 (S61 2台) (H3) |
| | 振とう器 (PCB及び重金属測定用) | 2 | 分析室 (S60) (H8) |
| | 発電機 | 1 | 分析室 (H5) |
| | ウォーターバス | 2 | 分析室 (H8 2台) |
| | 超音波洗浄器 | 1 | 分析室 (S59) |
| | 溶存酸素計 | 1 | 分析室 (H9) (H25) |

| 対 象 | 測 定 機 器 名 | 台数 | 設置場所、() 内は購入年度 |
|------------------|-------------|----|---------------------|
| 騒 音 振 動 | 騒音振動データ処理装置 | 2 | 課 (H7) (H17) |
| | 騒音計 | 4 | 課 (H10) (H23) (H24) |
| | 振動計 | 3 | 課 (H9) (H10) |
| | レベルレコーダー | 4 | 課 (H10) (H17) (H20) |
| | テープレコーダー | 1 | 課 (S60) |
| | 周波数分析器 | 1 | 課 (S62) |
| そ の 他 | 公害パトロール車 | 2 | 課 (H18) (H24) |
| | 写真機 | 3 | 課 (S53 2台) (S62) |

(注) 分析室 — 高砂浄化センター分析室
 課 — 生活環境部環境経済室環境政策課
 北 浜 — 北浜公民館
 米 田 — 米田公民館

5. 公害苦情処理状況

本市環境政策課が平成26年度に受理した公害に係る苦情件数は、表2-1に示すとおり47件であり、前年度より32件減少している。その種類別件数は、騒音に関するものが26件でもっとも多く、次いで大気汚染となっている。

用途地域別にみると、表2-2に示すとおり第1種中高層住居専用地域が14件ともっとも多く、次いで準工業地域が13件となっている。

一方、被害の種類別では、表2-3に示すとおり、感覚的・心理的な被害が圧倒的に多かった。

最近の公害苦情の中には、住居系地域に点在する小規模事業場及び法令等による規制対象外の施設、行為に起因するもの、都市計画による土地利用の適正化を図らなければ抜本的な解決策とならないもの、周辺住民にちょっとした気配りで未然に防ぐことができるものなど、その対応に苦慮する場合もある。

表 2-1 公害に係る苦情受付件数経年変化

| 項目 \ 年度 | 年度 | | | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| ばい煙 | 41 | 37 | 31 | 23 | 7 | 13 | 16 | 10 | 17 | 10 |
| 粉じん | 11 | 17 | 14 | 8 | 5 | 9 | 7 | 5 | 6 | 5 |
| 水質 | 13 | 19 | 20 | 17 | 12 | 21 | 17 | 7 | 16 | 5 |
| 騒音 | 25 | 18 | 19 | 20 | 18 | 14 | 14 | 22 | 26 | 14 |
| 振動 | 9 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 悪臭 | 22 | 24 | 17 | 14 | 7 | 7 | 7 | 5 | 8 | 5 |
| その他 | 22 | 15 | 7 | 4 | 4 | 8 | 14 | 7 | 5 | 7 |
| 計 | 143 | 134 | 110 | 88 | 55 | 74 | 73 | 57 | 79 | 47 |

表 2-2 用途地域別苦情件数

| 用途 地域 項目 | 第1種 | 第2種 | 第1種 | 第2種 | 第1種 | 第2種 | 準住居 | 近 隣 商 業 | 商 業 | 準 工 | 工 業 | 工 専 | その他 | 計 |
|----------------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | 低 層 住 専 | 低 層 住 専 | 中高層 住 専 | 中高層 住 専 | 住 居 | 住 居 | | | | | | | | |
| ばい煙 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 | 10 |
| 粉じん | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| 汚 水 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| 騒 音 | 1 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 14 |
| 振 動 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 悪 臭 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 5 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 7 |
| 計 | 3 | 2 | 7 | 0 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 | 7 | 1 | 1 | 19 | 47 |

表 2-3 被害者の種類別件数

| 種 類 | 健 康 | 財 産 | 動物・植物 | 感覚的・心理的 | その他 | 計 |
|-----|-----|-----|-------|---------|-----|----|
| 件 数 | 1 | 1 | 1 | 32 | 12 | 47 |

6. 環境審議会

公害対策に関する基本的事項及び重要事項などを調査、審議するため、高砂市環境保全条例に基づく市長の付属機関として環境審議会が設置されている。

同審議会の組織は学識経験者7名及び関係行政機関の職員3名の計10名の委員（表2-4）によって構成されている。また、高砂市環境審議会専門部会委員は表2-5、審議会の開催状況は表2-6に示すとおりである。

表 2-4 高砂市環境審議会委員名簿

平成27年3月現在

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 名 |
|-----|---------|-----------------------|
| 会 長 | 武 田 義 明 | 神戸大学名誉教授（人間発達環境学） |
| 副会長 | 島 正 之 | 兵庫医科大学医学部教授（公衆衛生学） |
| 委 員 | 島 村 健 | 神戸大学大学院法学研究科教授（環境法） |
| 〃 | 山 崎 裕 康 | 神戸学院大学薬学部教授（衛生薬学） |
| 〃 | 大 西 淳 二 | 弁護士 |
| 〃 | 川 島 陽 介 | 兵庫県立大学名誉教授（環境エネルギー工学） |
| 〃 | 青 田 テル子 | 帝塚山大学法学部准教授（行政法） |
| 〃 | 馬 場 敏 郎 | 東播磨県民局地域振興室環境課長 |
| 〃 | 藤 井 雅 実 | 高砂警察署長 |
| 〃 | 田 中 隆 一 | 加古川労働基準監督署長 |

表 2-5 高砂市環境審議会専門部会委員名簿

平成27年3月現在

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 名 |
|-----|---------|-----------------------|
| 部会長 | 武 田 義 明 | 神戸大学名誉教授（人間発達環境学） |
| 副会長 | 島 正 之 | 兵庫医科大学医学部教授（公衆衛生学） |
| 委 員 | 島 村 健 | 神戸大学大学院法学研究科教授（環境法） |
| 〃 | 山 崎 裕 康 | 神戸学院大学薬学部教授（衛生薬学） |
| 〃 | 大 西 淳 二 | 弁護士 |
| 〃 | 川 島 陽 介 | 兵庫県立大学名誉教授（環境エネルギー工学） |
| 〃 | 青 田 テル子 | 帝塚山大学法学部准教授（行政法） |
| 〃 | 馬 場 敏 郎 | 東播磨県民局地域振興室環境課長 |

表 2-6 高砂市環境審議会開催状況

| 開 催 日 | 区 分 | 内 容 |
|-------|-----|---|
| 2月5日 | 審議会 | (1) 市長あいさつ (2) 正副会長の選任について (3) 審議会の会議の公開について (4) 会議録署名委員の指名について (5) 専門部会の設置について (6) 環境影響評価について（三菱日立パワーシステムズ株式会社・電源開発株式会社・広域ごみ処理施設） (7) 高砂市の地球温暖化対策について (8) その他 |

7. 環境保全協議会

市内主要企業16社と締結した環境保全協定に基づき、協定に定める環境保全対策の円滑な実施を図るため、地域住民の参加を得て、県、市及び事業者により環境保全協議会を設置している。

平成26年度の同協議会の委員名簿及び活動状況は、それぞれ表2-7及び表2-8に示すとおりである。

表 2-7 高砂市環境保全協議会委員名簿

平成27年3月現在

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 |
|-------------|---------------|----------------------|
| 市民代表 16名 | 藤森 誠 | 高砂市議会建設環境経済常任委員会委員長 |
| | 森 秀樹 | 高砂市議会建設環境経済常任委員会副委員長 |
| | 佐藤 守 | 二市二町議会環境保全協議会会長 |
| | 前田 栄一 | 高砂市連合自治会長 |
| | 濱野 和樹 | 高砂市連合自治会副会長 |
| | 福本 道子 | 高砂市連合婦人会 |
| | 前田 弘子 | 高砂市消費者協会理事 |
| | 石原 和彦 | 高砂市消防団長 |
| | 脇谷 政孝 | 高砂商工会議所議員 |
| | 吉屋 章 | 一般社団法人 高砂青年会議所理事 |
| | 坂井 智代 | 一般社団法人 高砂市医師会理事 |
| | 伊藤 孝司 | 一般財団法人 播磨薬剤師会 |
| | 奥濃 廣宣 | 高砂市連合PTA協議会副会長 |
| | 田中 裕史 | 兵庫南農業協同組合伊保支店長 |
| | 松本 力 | 高砂漁業協同組合代表理事 |
| | 藤井 陽一 | 高砂市水利組合連合会長 |
| 山口 光一 | 連合東播地域協議会事務局長 | |

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 |
|--------------|-------|--------------------------------------|
| 事業者代表 16名 | 坂元 隆志 | 電源開発(株)高砂火力発電所 企画・管理グループ課長代理 |
| | 丸山 裕之 | (株)カネカ高砂工業所 環境安全統括部環境安全衛生グループ技術担当 |
| | 厚 雅憲 | (株)神戸製鋼所高砂製作所 環境防災室長 |
| | 中村 貢 | 旭硝子(株)関西工場高砂事業所 環境安全保安室長代理 |
| | 瀬尾 和良 | 三菱製紙(株)高砂工場 製造部環境エネルギー課長 |
| | 中井 康清 | (株)ジプテック高砂工場 事務課長 |
| | 黒田 征道 | キッコーマン食品(株)高砂工場 設備グループ長 |
| | 佐藤 礼基 | 三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場 安全環境課長 |
| | 藤井 勇 | 東洋紡(株)高砂工場 環境安全管理室部長 |
| | 藤枝 雅美 | (株)日本ネットワークサポート播磨工場 副工場長 |
| | 塩田 誠 | 津田金属熱煉工業(株) 主任 |
| | 清水 秀信 | (株)東洋金属熱煉工業所高砂第2工場 業務管理室長 |
| | 西村 勉 | 日本精化(株)高砂工場 管理課長 |
| | 鳥井 信宏 | (株)ノザワ高砂工場 業務課長 |
| | 辻 敦浩 | サントリープロダクツ(株)高砂工場 工務技師長 |
| | 大西 謙之 | (株)タクマ播磨工場 総務・環境安全課長 |
| 兵庫県 2名 | 高石 豊 | 農政環境部環境管理局環境影響評価室長 |
| | 馬場 敏郎 | 東播磨県民局地域振興室環境課長 |
| 高砂市 3名 | 中村 正登 | 生活環境部長 |
| | 南 達也 | 生活環境部環境経済室長 |
| | 谷井 寛 | 生活環境部環境経済室環境政策課長 |

表 2-8 平成26年度 高砂市環境保全協議会活動状況

| 開催日 | 会の区分 | 内 容 |
|-------|------|--|
| 8月27日 | 協議会 | (1) 委員の委嘱について (2) 要綱の一部改正について(報告) (3) 役員の選出について ① 会長・副会長 ② 小委員会 (4) その他 |
| 1月14日 | 小委員会 | (1) 次回の環境保全協議会について (2) その他 |
| 2月16日 | 協議会 | (1) 委員の変更について(報告) (2) 環境影響評価について(三菱日立パワーシステムズ株式会社・電源開発株式会社・広域ごみ処理施設) (3) 工場視察について(旭硝子株式会社関西工場高砂事業所) (4) その他 |

8. 環境保全啓発事業

本市では、環境の保全や環境への負荷低減し、持続的に発展することができる社会の構築のため、市民への環境保全活動の啓発を実施しています。

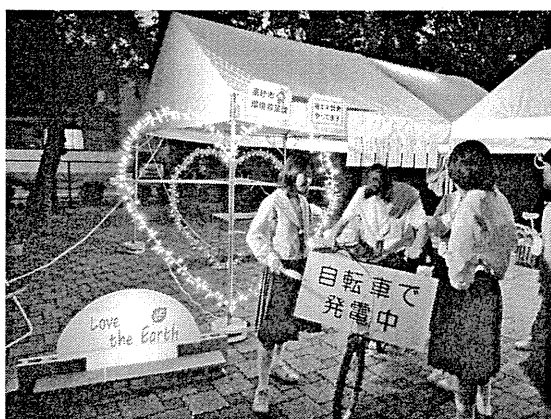
平成26年度の実施状況は表2-9のとおり。

表 2-9 環境保全啓発事業

| 事業名 | 実施時期 | 内 容 |
|---------------|------|---|
| エコ教室サポートガイド事業 | 通 年 | 子どもたちの環境学習推進のため、市内企業等の協力を得て、市内の小・中学校で「エコ教室」を実施し、地域に根ざした環境学習の場づくりを支援した。 実施校(園)：9校(園) 北浜こども園(5月19日) 曾根保育園(5月20日) さいしゅうじこども園(5月21日) 白兔愛育園(5月22日) 米田小学校(5月27日、6月3日、10月17日) 曾根小学校(11月18日、11月20日) 中筋小学校(11月26日、11月27日) 阿弥陀小学校(11月28日) 米田西小学校(12月4日、12月5日) 対象者(延べ)：895名 |

| 事業名 | 実施時期 | 内容 |
|---------------------|----------------|---|
| 地域清掃活動に対するごみ回収用袋の配布 | 通年 | 地域清掃を行う団体に、ごみ回収用袋の配布を実施した。 配布団体（延べ）：138団体 配布枚数：59,530枚 |
| 緑のカーテン | 5月～9月 | つる性の植物（ゴーヤ、アサガオ）で市役所庁舎壁面を緑化し、成長記録の公表を実施し、地球温暖化防止の啓発を行った。 また、市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校にゴーヤの苗を配付し、緑のカーテンの育成を奨励した。生育した緑のカーテンの写真を、市内の集客施設等で展示した。個人・事業者が育てた緑のカーテンの写真を募集し、あわせて展示した。 |
| 省エネルギー啓発 | 9月13日 9月14日 | 万灯祭高砂公園会場に自転車発電体験コーナーを設置し、来場者に自分の脚力で発電する体験を通じ、省エネルギーの啓発を実施した。 自転車発電でLEDライト（約18W）の点灯、CDラジカセで選んだ音楽を流す（約14W）ため、小学生から大人の方まで、男女問わず体験の参加があった。 参加人数：約200人（2日間） |

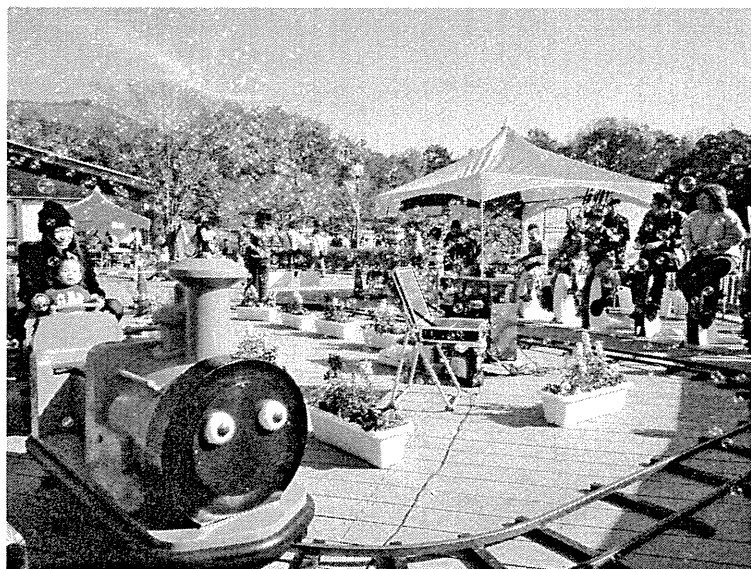
緑のカーテン写真展示の様子



高砂万灯祭で省エネルギー啓発の様子

| 事業名 | 実施時期 | 内 容 |
|-----------------------------|--------|--|
| 環境フェア | 11月30日 | <p>市ノ池公園において、『おめでたフェア』として農林漁業祭などと同時開催し、来場者に、エアロバイクにより発電した電気で走るミニSL、美化センターからガラス工房サンドブラスト体験を実施した。また、ステージにて「緑のカーテンコンテスト」の表彰を実施した。</p> <p>参加人数：約700人 協力団体：美化センター</p> |
| 犬のふん放置防止対策事業 (イエローカード作戦) | 通 年 | <p>犬の飼い主等による公共の場所での犬のふん放置を防止するため、犬のふん放置の一掃に取り組む団体等を支援した。</p> <p>参加団体数：41 団体 イエローカード配布数：367 枚 ポスター配布数：167 枚</p> |

環境フェアの様子



緑のカーテン写真コンテスト表彰式

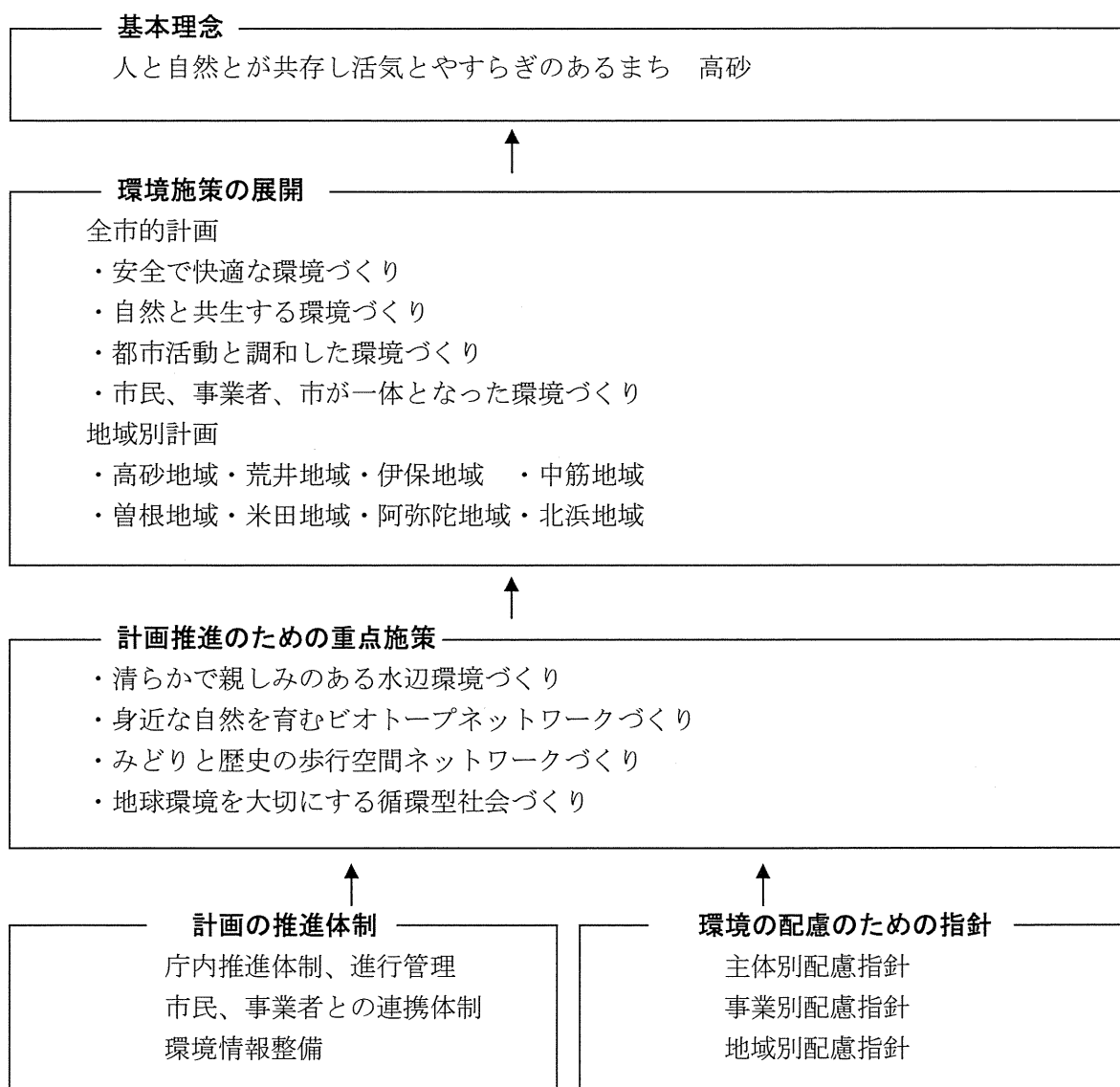
9. 環境計画の推進

平成8年度末に、美しい環境を保全し、これを将来に引き継いでいくため、「高砂市環境計画」を策定した。この計画は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境を保全、創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図ることを目的に策定したものである。

対象とする地域は市域全域とし、計画の期間は、2016年頃までの概ね20年間である。この計画は全市的計画と地域別計画により施策を展開していくとともに、環境課題に基づく施策の中から実現性が高く、かつ、重要性の高い施策を「重点施策」として設定し推進を図っていくものである。また市民、事業者、市がそれぞれの立場で良好な環境づくりを進めるにあたっての配慮すべき事項についても指針として記載している。

(1) 環境計画の内容

計画が対象とする地域は、高砂市全域で、また、期間は概ね20年とし、2016年頃までとする。構成は下記のとおりである。



(2) 環境計画の推進

① 全市的計画及び推進体制

環境計画の総合的、効果的な推進及び進行管理を図るため、環境調整会議及び環境調整会議幹事会を設置した。

環境調整会議及び環境調整会議幹事会の委員は、下記のとおりである。

環境調整会議

| 区分 | 職 名 |
|-----|------------------------|
| 会 長 | 副市長 |
| 副会長 | 企画総務部長 |
| 副会長 | 生活環境部長 |
| 委 員 | 理事 |
| 委 員 | 技監 |
| 委 員 | 教育長 |
| 委 員 | 財務部長 |
| 委 員 | 健康文化部長 |
| 委 員 | 福祉部長 |
| 委 員 | まちづくり部長 |
| 委 員 | 治水対策室長 |
| 委 員 | 下水道部長 |
| 委 員 | 会計管理者 |
| 委 員 | 工事検査室長 |
| 委 員 | 水道事業所次長 |
| 委 員 | 市民病院事務局長兼市民病院事務局次長事務取扱 |
| 委 員 | 消 防 長 |
| 委 員 | 議会事務局長 |
| 委 員 | 教育部長 |
| 委 員 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 委 員 | 監査委員・公平委員会事務局長 |
| 委 員 | 農業委員会事務局長 |

環境調整会議幹事会

| 区分 | 職 名 |
|-----|----------------------|
| 会長 | 生活環境部環境経済室長 |
| 副会長 | 企画総務部総務室総務課長 |
| 委員 | 企画総務部経営企画室主幹[政策担当] |
| 〃 | 企画総務部総務室情報政策課長 |
| 〃 | 財務部財務室財政課長 |
| 〃 | 財務部財務室契約管財課長 |
| 〃 | 健康文化部健康市民室市民課長 |
| 〃 | 健康文化部健康市民室健康増進課長 |
| 〃 | 健康文化部くらしと文化室文化スポーツ課長 |
| 〃 | 福祉部子育て支援室主幹[子育て政策担当] |
| 〃 | 福祉部人権推進室主幹 |
| 〃 | 生活環境部環境経済室環境政策課長 |
| 〃 | 生活環境部環境経済室産業振興課長 |
| 〃 | 生活環境部美化センター計画管理課長 |
| 〃 | 生活環境部美化センター業務施設課長 |
| 〃 | まちづくり部土木管理室管理課長 |
| 〃 | まちづくり部土木管理室建設課長 |
| 〃 | まちづくり部まちづくり推進室建築指導課長 |
| 〃 | 下水道部下水道経営課長 |
| 〃 | 下水道部下水道施設課長 |
| 〃 | 水道事業所総務課長 |
| 〃 | 水道事業所浄水課長 |
| 〃 | 市民病院事務局長総務課長 |
| 〃 | 消防本部総務課長 |
| 〃 | 教育部教育推進室教育総務課長 |
| 〃 | 教育部教育推進室中央公民館長 |
| 〃 | 教育部教育推進室教育参事兼センター所長 |
| 〃 | 教育部学校教育室青少年育成課長 |

②環境配慮指針

環境配慮指針は、住み良い環境づくりを市民、事業者、市がそれぞれの立場で実現していくにあたって、環境に対して配慮すべき具体的な考え方を示すものである。

環境配慮指針については、開発行為に伴う事前協議、法令に基づく届出等に際して、環境配慮届を提出するよう指導することにより、その運用を図っている。

10. 高砂市役所エコプラン

平成26年4月1日から、環境マネジメントシステムをISOから各種環境関連法令に総合的に対応する独自システムに改編し、「高砂市役所エコプラン」として運用している。

| 月 日 | 内 容 |
|------------------------|--------------------------|
| (3月20日) | 平成26年度グリーン調達方針制定 |
| 4月9日～5月12日 | 各職場での環境研修（全職員対象） |
| 4月21日 4月24日 5月9日 | 環境マネジメントシステム説明会（課長級職員対象） |
| 8月4日 | 平成25年度グリーン調達実績公表 |
| 9月4日 | 環境研修（マネジメントサブリーダー対象） |
| 9月4日 | 平成25年度温室効果ガス排出量の実績公表 |
| 10月9日 | 新任職員研修（新任職員対象） |
| 10月20日～10月25日 | 内部相互監査（全課、職場対象） |
| 11月21日 | 環境調整会議幹事会 |
| 3月2日 | 環境調整会議 |
| 3月5日 | 高砂市役所エコプランの改訂 |

11. 地球温暖化対策推進事業

平成24年3月に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に地域全体で取り組むため、「たかさご未来エコプラン」と題し、「高砂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。この計画は、高砂市の地域特性を踏まえ、地球温暖化に関する種々の課題とその対応策や事業実施のための方針を示し、市、事業者、市民が協働して地球温暖化施策を推進できる体制をつくっていくことを目的としている。

(1) 温室効果ガス排出量削減目標

【区域施策編】

短期目標：2015年度までに1990年度比15%以上の削減

中期目標：2020年度までに1990年度比20%以上の削減

長期目標：2050年度までに1990年度比30%以上の削減

【事務事業編】

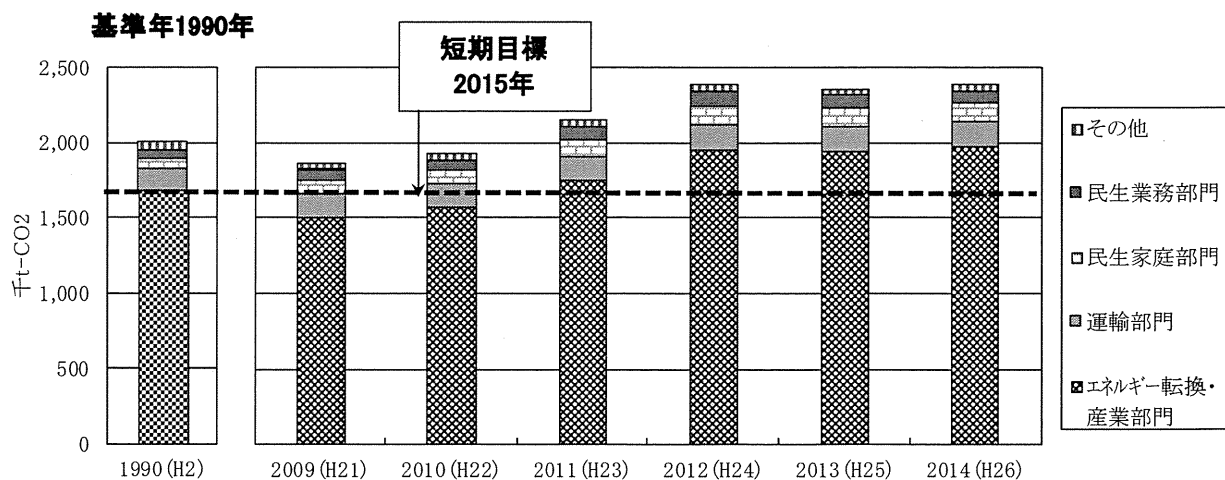
2016（平成28）年度までに、2010（平成22）年度比11%以上の削減上

(2) 温室効果ガス排出量の推移

【区域施策編】

対基準年度比較、対前年度比較

| 部 門 | 区 分 | 経 年 変 化 | | | | | | |
|------------------|--------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 1990(H2) | 2009(H21) | 2010(H22) | 2011(H23) | 2012(H24) | 2013(H25) | 2014(H26) |
| エネルギー転換・ 産業部門 | 排出量(千t-CO ₂) | 1,690 | 1,504 | 1,573 | 1,755 | 1,961 | 1,943 | 1,979 |
| | 対基準年度比(%) | - | -11.0% | -6.9% | 3.8% | 16.0% | 15.0% | 17.1% |
| | 対前年度比(%) | - | -2.0% | 4.6% | 11.6% | 11.7% | -0.9% | 1.9% |
| 運輸部門 | 排出量(千t-CO ₂) | 142 | 161 | 159 | 162 | 164 | 166 | 168 |
| | 対基準年度比(%) | - | 13.4% | 12.0% | 14.1% | 15.5% | 16.9% | 18.3% |
| | 対前年度比(%) | - | 1.9% | -1.2% | 1.9% | 1.2% | 1.2% | 1.2% |
| 民生家庭部門 | 排出量(千t-CO ₂) | 63 | 84 | 85 | 110 | 123 | 124 | 119 |
| | 対基準年度比(%) | - | 33.3% | 34.9% | 74.6% | 95.2% | 96.8% | 88.9% |
| | 対前年度比(%) | - | -2.3% | 1.2% | 29.4% | 11.8% | 0.8% | -4.0% |
| 民生業務部門 | 排出量(千t-CO ₂) | 64 | 77 | 75 | 88 | 97 | 89 | 85 |
| | 対基準年度比(%) | - | 20.3% | 17.2% | 37.5% | 51.6% | 39.1% | 32.7% |
| | 対前年度比(%) | - | 1.3% | -2.6% | 17.3% | 10.2% | -8.2% | -4.6% |
| その他 | 排出量(千t-CO ₂) | 48 | 39 | 37 | 41 | 43 | 42 | 42 |
| | 対基準年度比(%) | - | -18.8% | -22.9% | -14.6% | -10.4% | -12.5% | -11.5% |
| | 対前年度比(%) | - | -4.9% | -5.1% | 10.8% | 4.9% | -2.3% | 1.2% |
| 温室効果ガス計 | 排出量(千t-CO ₂) | 2,007 | 1,865 | 1,929 | 2,156 | 2,388 | 2,364 | 2,394 |
| | 対基準年度比(%) | - | -7.1% | -3.9% | 7.4% | 19.0% | 17.8% | 19.3% |
| | 対前年度比(%) | - | -1.6% | 3.4% | 11.8% | 10.8% | -1.0% | 1.3% |



前年度と比べて排出量が増加した原因としては、事業者によるエネルギー使用量が増加していることが主な原因であると思われる。

電気使用量は、前年度に比べ市域全体で1.0%減少（産業部門0.1%、業務部門△8.4%、家庭部門△6.4%）していることから、節電対策は業務部門と家庭部門において進んでいる。

前年度に続き、電力使用に係るCO₂排出係数は高く（H25年度0.522→H26年度0.531〔kg-CO₂/kwh〕、1.7%の増加）なったが、ほぼ前年度と同水準である。

昨年度から引き続き、エネルギー使用量の比較的多い事業所において、都市ガスの使用量が増加傾向にある。電力需給対策として、電力から都市ガスへシフトしている可能性が考えられる。

【事務事業編】

温室効果ガス排出量と増減率の状況

(単位：上段t-CO₂、下段対基準年度比%)

| 部 門 | 単位 | 【基準】 | | | | | | 【目標】 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 2010(H22) 年度 | 2011(H23) 年度 | 2012(H24) 年度 | 2013(H25) 年度 | 2014(H26) 年度 | 2015(H27) 年度 | 2016(H28) 年度 |
| 事務事業 排出量 | t | 14,441 | 13,906 | 13,666 | 13,439 | 13,009 | - | 13,674 |
| | % | - | △3.7 | △5.4 | △7.0 | △9.9 | - | △5 |
| ごみ焼却 排出量 | t | 20,289 | 19,134 | 18,804 | 16,968 | 16,045 | - | 17,056 |
| | % | - | △5.7 | △7.3 | △16.4 | △20.9 | - | △16 |
| 間接削減量 | t | △39 | △102 | △238 | △163 | △170 | - | - |
| 公用車 排出量 | t | 303 | 283 | 268 | 267 | 242 | - | 288 |
| | % | - | △6.6 | △11.6 | △11.9 | △20.1 | - | △5 |
| 総排出量 | t | 34,994 | 33,221 | 32,500 | 30,511 | 29,126 | - | 31,018 |
| | % | - | △5.1 | △7.1 | △12.8 | △16.8 | - | △11 |

(3) 地球温暖化対策取組状況

本市では実行計画(区域施策編)に基づき、市民向けに住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施する等、環境啓発に努めている。また、市が率先して地球温暖化対策に取り組むべく、公共施設の省エネ改修や、公用車へのエコカー導入を実施している。

① 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付

交付件数 102件、交付総額 4,276千円

② 緑のカーテン配布及び啓発

ゴーヤの苗配布箇所 27か所(市内保育園、幼稚園、小・中学校、市庁舎等)

緑のカーテン写真展示 アスパ高砂

9月20日～9月23日(4日間)

あいぽっと

9月29日～10月10日(10日間)

みどりの相談所(市ノ池公園)

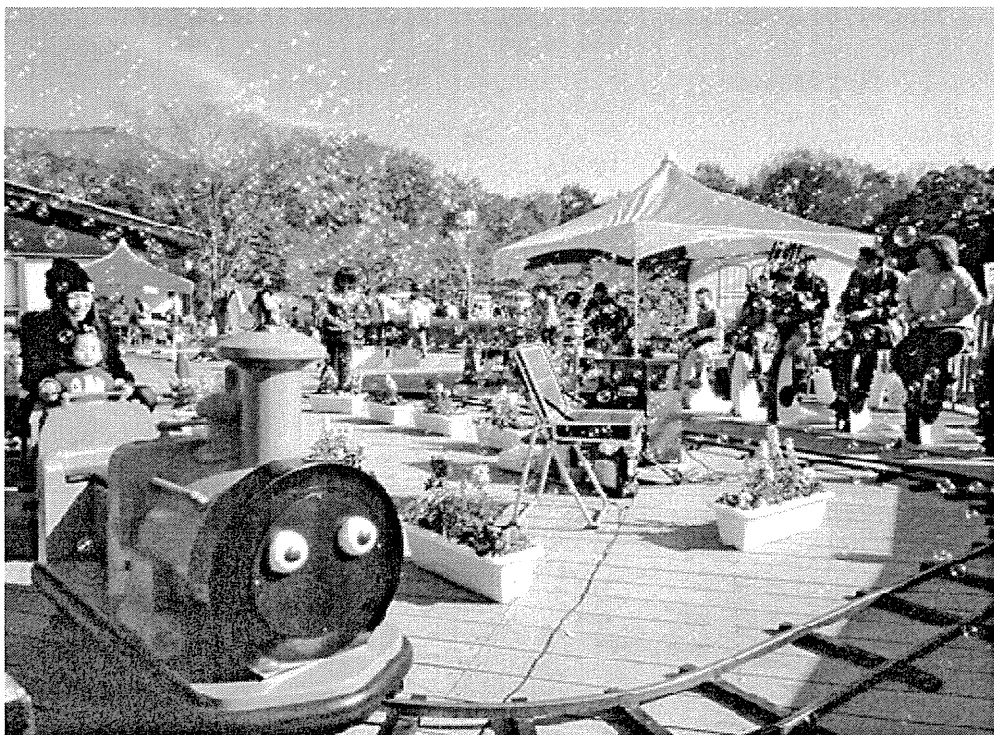
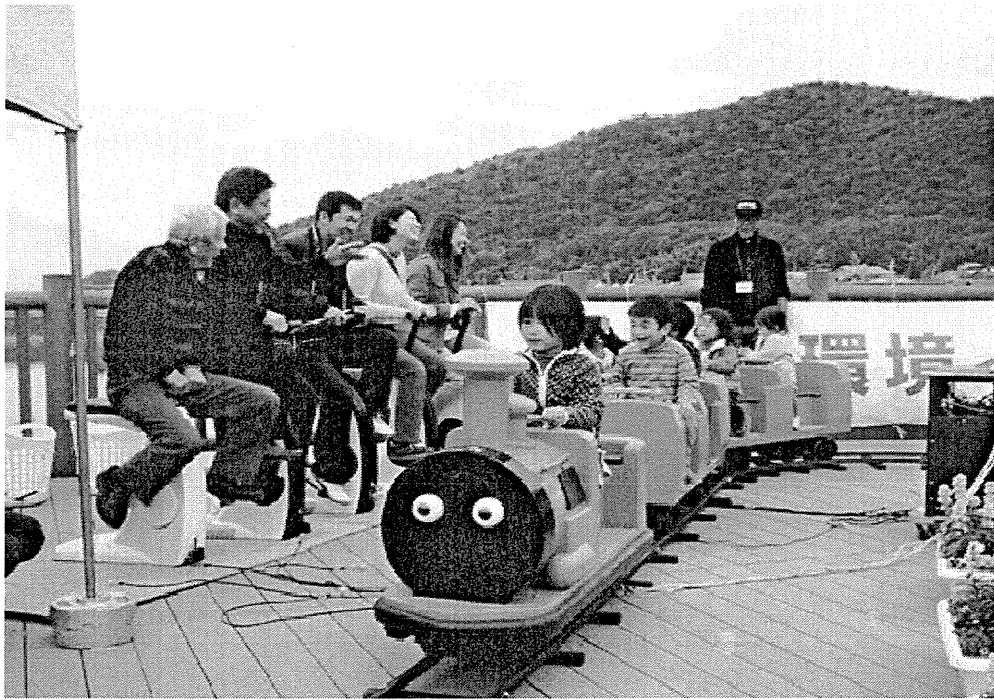
10月30日～11月2日(4日間)

③環境フェア『おめでたフェア』農林漁業祭同時開催

実施日 11月30日(日)

場所 市ノ池公園

内容 緑のカーテンコンテスト(事業者・個人)表彰式
エコ電(エアロバイクで発電)、サンドブラスト体験、
(ミニSL)様子



(余剰発電でシャボン玉も)

12. 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域、また、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域において、公害の防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的として、内閣総理大臣の指示により、県知事が策定するものである。

また、公害防止計画に基づき地方公共団体が公害防止事業を実施する場合は、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき国庫補助負担率の引き上げ、地方債に対する政府資金の優先充当などの特別な財政措置を受けることができるようになっている。

本市を含む播磨南部地域は昭和48年に始まり、5か年ごとに計画策定され、平成4年度からの計画は今までの第4次地域から兵庫地域へと範囲も変わった。

平成19年度から22年度までの計画の地域は、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域となり、本市は本計画の地域から除かれることとなった。

平成23年度に公害防止計画制度が改正されたが、本市は引き続き計画策定地域から除かれた。

表 2-10 公害防止計画の概要

| 地域概況等調査 | 公害防止計画 実施状況等調査 昭和46年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 昭和52年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 昭和57年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 昭和62年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 平成3年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 平成8年度 | 公害防止計画 実施状況等調査 平成13年度 | |
|---------|-----------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|--|---|
| 基本方針指示 | 昭和47年5月30日 | 昭和53年7月28日 | 昭和58年9月9日 | 昭和63年9月22日 | 平成4年9月9日 | 平成9年9月30日 | 平成14年6月28日 | |
| 計画承認 | 昭和48年12月18日 | 昭和54年3月20日 | 昭和59年3月13日 | 平成元年3月9日 | 平成5年3月2日 | 平成10年2月26日 | 平成15年2月24日 | |
| 計画実施期間 | 昭和48年度～ 昭和52年度 5年間 | 昭和53年度～ 昭和57年度 5年間 | 昭和58年度～ 昭和62年度 5年間 | 昭和63年度～ 平成3年度 5年間 | 平成4年度～ 平成8年度 5年間 | 平成9年度～ 平成13年度 5年間 | 平成14年度～ 平成18年度 5年間 | |
| 地域の概要 | 調査年度 | 昭和47年度 | 昭和52年度 | 昭和57年度 | 昭和61年度 | 平成2年度 | 平成8年度 | 平成13年度 |
| | 地域の範囲 | 姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 志方町・太子町 | 姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町 | 姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町 | 姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町 | 神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・竜野市 高砂市・三田市 川西市・稲美町 播磨町・太子町 | 神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町 太子町 | 神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町 |
| | 面積 | 574.91 km ² | 579.41 km ² | 580.73 km ² | 582.75 km ² | 1,735 km ² | 1,423 km ² | 1,405 km ² |
| | 人口(9月末現在) | 千人 749 | 千人 835 | 千人 884 | 千人 910 | 千人 4,305 | 千人 4,095 | 千人 4,208 |
| | 工業出荷額 | 11,852 億円 | 24,526 億円 | 32,683 億円 | 33,098 億円 | 126,927 億円 | 108,683 億円 | 99,519 億円 |

13. 環境保全協定

市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を図るため、平成19年8月20日に環境保全協定を市内主要工場16社（表2-11、図2-1）と県及び市で締結した。

なお、協定締結工場の規模は、排出ガス量10,000N m³/時以上又は、排水量1,000 m³/日以上以上の工場としている。

協定では、工場が公害関連施設を設置又は変更する場合は、県及び市と事前協議を義務づけ、軽微なものにあつては事前報告させるなどし、公害の未然防止を図っている。平成26年度の届出件数は表2-12のとおりである。また、協定に定める事項の履行状況を確認するための立入調査状況は表2-13のとおりである。

表 2-11 環境保全協定締結工場一覧表

平成27年3月31日現在

| No | 会 社 名 | 住 所 |
|----|---------------------|--------------|
| 1 | 電源開発(株)高砂火力発電所 | 梅井6丁目4番1号 |
| 2 | (株)カネカ高砂工業所 | 高砂町宮前町1番8号 |
| 3 | (株)神戸製鋼所高砂製作所 | 荒井町新浜2丁目3番1号 |
| 4 | 旭硝子(株)関西工場高砂事業所 | 梅井5丁目6番1号 |
| 5 | 三菱製紙(株)高砂工場 | 高砂町栄町105番地 |
| 6 | (株)ジプテック高砂工場 | 高砂町向島町1474番地 |
| 7 | キッコーマン食品(株)高砂工場 | 荒井町新浜1丁目1番1号 |
| 8 | 三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場 | 荒井町新浜2丁目1番1号 |
| 9 | 東洋紡(株)高砂工場 | 曾根町2900番地 |
| 10 | (株)日本ネットワークサポート播磨工場 | 米田町米田287番地の7 |
| 11 | 津田金属熱煉工業(株)高砂工場 | 米田町塩市208番地 |
| 12 | (株)東洋金属熱錬工業所 | 阿弥陀町魚橋530番地 |
| 13 | 日本精化(株)高砂工場 | 梅井5丁目1番1号 |
| 14 | (株)ノザワ高砂工場 | 高須1番1号 |
| 15 | サントリープロダクツ(株)高砂工場 | 荒井町新浜2丁目2番1号 |
| 16 | (株)タクマ播磨工場 | 荒井町新浜1丁目2番1号 |

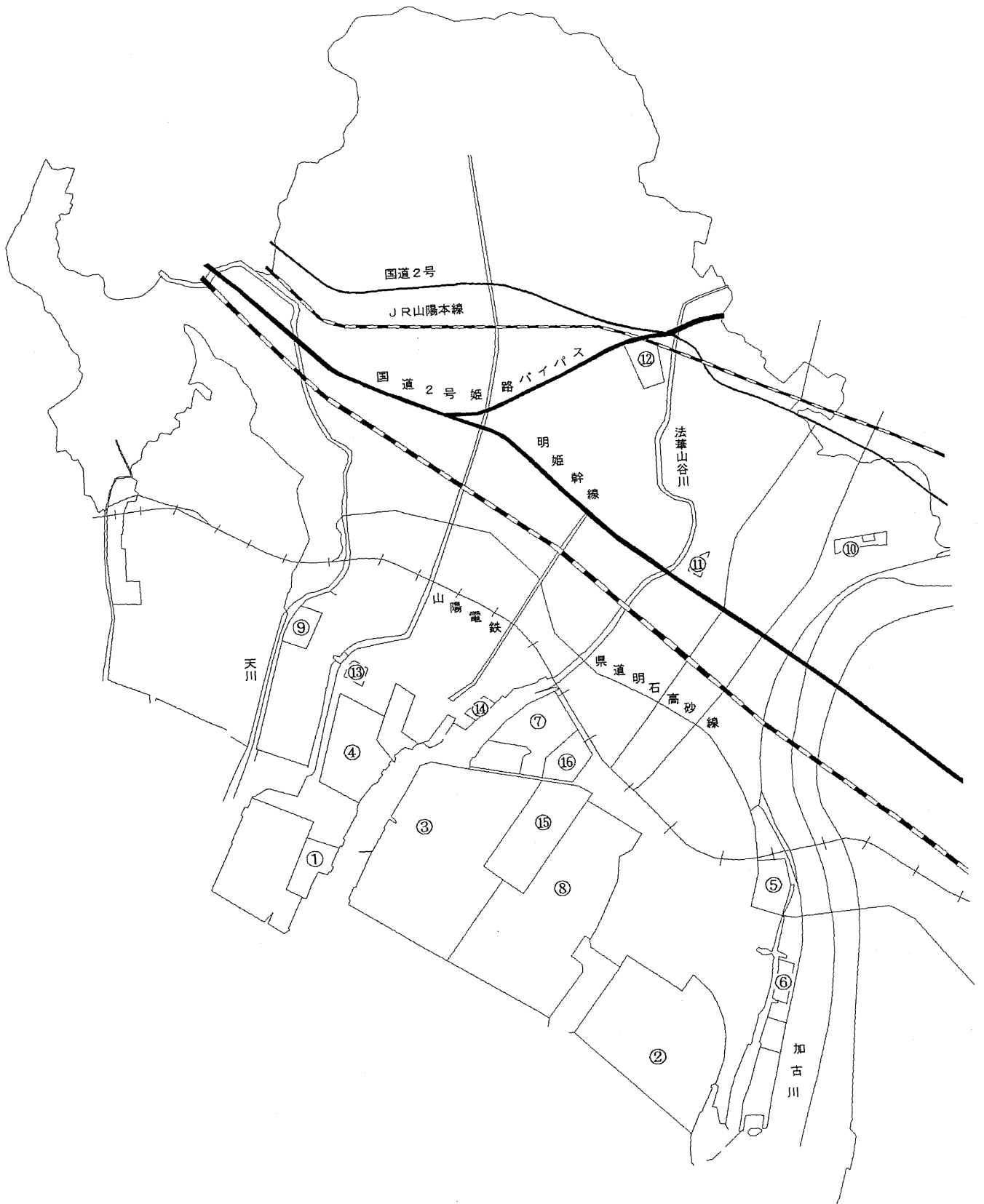


図 2-1 環境保全協定締結工場位置図

表 2-12 事前協議審査及び報告状況

| No | 工場名 | 事前協議 | | | | 事前報告 |
|----|---------------------|------|----|------|----|------|
| | | 大気 | 水質 | 騒音振動 | 産廃 | |
| 1 | 電源開発(株)高砂火力発電所 | | | | | 8 |
| 2 | (株)カネカ高砂工業所 | | 3 | | | 11 |
| 3 | (株)神戸製鋼所高砂製作所 | 3 | | | | 9 |
| 4 | 旭硝子(株)関西工場高砂事業所 | 1 | | | | 5 |
| 5 | 三菱製紙(株)高砂工場 | | | | | 3 |
| 6 | (株)ジプテック高砂工場 | | | | | |
| 7 | キッコーマン食品(株)高砂工場 | | | | | |
| 8 | 三菱日立パワーシステムズ(株)高砂工場 | | | | | 4 |
| 9 | 東洋紡(株)高砂工場 | 1 | | | | 16 |
| 10 | (株)日本ネットワークサポート播磨工場 | | | | | 1 |
| 11 | 津田金属熱煉工業(株)高砂工場 | | | | | 2 |
| 12 | (株)東洋金属熱錬工業所高砂第2工場 | 1 | | | | 5 |
| 13 | 日本精化(株)高砂工場 | | | | | 3 |
| 14 | (株)ノザワ高砂工場 | | | | | 1 |
| 15 | サントリープロダクツ(株)高砂工場 | | | | 1 | 4 |
| 16 | (株)タクマ播磨工場 | | | | | 2 |
| 合計 | | 6 | 3 | 0 | 1 | 74 |

表 2-13 立入調査実施状況

| 調査対象 | 実施時期 | 件数 | 概要 |
|------------------|---------|-----------|---------------------------------|
| 重油中硫黄分測定 | 26年5～6月 | 5工場6施設 | 1工場1施設で届出値を超過したため、使用燃料を確認した。 |
| 排水の水質測定 | 26年5月 | 10工場15排水口 | 1工場1排水口で協定値を超過したため、対策をとるよう指導した。 |
| | 26年11月 | 10工場15排水口 | すべて基準値に適合 |
| 敷地境界での悪臭測定 | 26年7月 | 5工場6地点 | すべて基準値に適合 |
| 煙道排ガスNOx測定 | 26年12月 | 10工場10排出口 | すべて基準値に適合 |
| 大気、水質、産廃等の書類等の調査 | 27年2～3月 | 16工場 | 書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。 |

14. 環境保全条例

昭和48年3月に高砂市環境保全条例（以下「市条例」という）が施行され、新增設等について許可制を採用し、公害の未然防止を図ってきた。

しかし、施行後20数年が経過し、その間に公害関係法令等が整備され、また、地球環境の保全や環境基本計画の策定など時代のニーズに対応し得る機能的な条例に改正する必要性が生じてきた。

そこで、平成11年3月31日に市条例が改正され、4月1日から一部施行、10月1日から全面施行された。市条例は、基本条例を軸に、公害防止、自然保護を取り入れた総合的な条例である。

市条例に基づく届出等の状況は表2-14に示すとおりである。また、環境保全協定締結工場以外の条例適用事業所を対象とした立入実施状況は表2-15に示すとおりである。

表 2-14 環境保全条例に基づく届出等状況

平成27年3月末現在

| 種 類 | 平成25年度以前 | 平成26年度 | 累 計 |
|---------------|----------|--------|-----|
| 設 置 届 | 627 | 6 | 633 |
| 変 更 届 | 378 | 5 | 383 |
| 事 故 届 | 31 | 0 | 31 |
| 事故再発防止措置完了届 | 22 | 0 | 22 |
| 氏 名 変 更 届 | 186 | 0 | 186 |
| 承 継 届 | 41 | 1 | 42 |
| 廃 止 届 | 38 | 0 | 38 |
| そ の 他 | 19 | 0 | 19 |
| 反 復 運 搬 届 | 94 | 8 | 102 |
| 環 境 配 慮 届 | 46 | 1 | 47 |
| 土 壌 汚 染 報 告 書 | 2 | 0 | 2 |

表 2-15 立入調査実施状況

| 調 査 対 象 | 実 施 時 期 | 件 数 | 概 要 |
|-------------|-----------------|-----------|--------------------------|
| 重油中硫黄分測定 | 26年6～7月 | 3工場3施設 | すべて基準値に適合 |
| 排水の水質測定 | 26年6月 | 12工場13排水口 | すべて基準値に適合 |
| 敷地境界等での悪臭測定 | 26年7月 | 2工場2地点 | すべて基準値に適合 |
| 書類及び現場調査 | 26年6月 ～27年3月 | 18工場 | 書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。 |